

研究指導員 及川拓也 助教授 ・ 大津淳 助教授

監査人の独立性問題とローテーション制度

～ローテーション制度は必要か否か～

長岡絵里香・田中未希・田島理代・八木沢恵

【目次】

第1章 研究動機・研究目的

第2章 監査人の独立性問題

(1)事件の概要

- a カネボウ事件
- b ライブドア事件

(2)財務諸表監査制度と監査人の独立性

- a 財務諸表監査とは何か
- b 財務諸表監査が成り立たないと金融市場はどうなるか

第3章 外観的独立性と精神的独立性

(1)外観的独立性とは

(2)精神的独立性とは

(3)近年の独立性規制の強化

第4章 監査人のローテーション制度

(1)監査人のローテーション制度とは

(2)監査人のローテーション制度の問題点

- a 質の低下
- b 監査人の交代
- c 中小監査法人の倒産

第5章 監査法人のローテーション制度

(1)監査法人のローテーション制度とは

(2)監査法人のローテーション制度の問題点

- a コストに関する問題
- b 競争激化による質の低下
- c 連結監査
- d 中小監査法人の倒産

第6章 結論

(1)ローテーション制度は必要か否か

(2)独立性強化につながる代替案の提案

参考文献・資料

第1章 研究動機・研究目的

昨今、監査人の独立性が問われる事件が相次いで発覚し、社会に強い衝撃と影響を与えた。その大きな原因は監査人とクライアントとの間に馴れ合いが生じ、監査人は第三者的な立場から監査を行うことができていなかったということが挙げられる。これらを背景に、日本公認会計士協会は独立性に関する規定を強化し、この独立性を保つための一つの手段として監査人のローテーション制度を設けた。当初の私たちにとってこの方法は、精神的な馴れ合いを防ぐための、独立性強化最善策であり、非常に画期的である印象が強かった。しかしながら、ローテーション制度が導入されているにも関わらず、カネボウやライブドア事件など、独立性を問われる事件は後を絶つことはなかった。この流れを受け、監査人のローテーション制度とは本当に監査人の独立性問題を解決するものなのだろうかという疑問が出てきた。調べてみると、この制度を実施するにはいくつかの問題が発生する。それどころか、監査人のみならず監査法人のローテーション制度導入の検討も始められており、制度が間違った方向に進んでいる、と危惧している。そもそも独立性問題の解決の糸口は別のところに存在するのであり、極論すればローテーション制度は実は必要ないのではないかと考えた。そこでこの考えを検証していく、これが本研究の目的である。

第2章 監査人の独立性問題

(1)事件の概要

a カネボウ事件

2004年、産業再生機構¹の支援の下、経営再建中であったカネボウが、平成12年3月期から16年3月期にかけて、旧経営陣による不適正な会計処理を行い、連結最終利益の粉飾額が5年間で計約2千億円に上ることが明らかになった。カネボウが使った粉飾の手法は以下の3つである。

- ①売り上げの過大計上と経費の過少計上による利益操作²
- ②引先毛布メーカー「興洋染織」など不採算関係会社15社を意図的に連結決算から外した損失隠し
- ③収益や回収が見込めない在庫や投融資の損失の先送り

これらの一連の手口を使い、カネボウは実質債務超過³である事実を隠したのである。債務超過が明るみになると、銀行からの借り入れができなくなることや上場廃止の恐れがあったことが動機とされる。

また、今回の事件でカネボウ旧経営陣らが逮捕されるとともに、監査を担当していた中央青山監査法人⁴の公認会計士4人が逮捕された。4人の会計士らは債務超過状態を認識しながら旧経営陣の意向に沿って粉飾に加担した。債務超過だった2002年3月期から2期の財務状況が健全であるかのように装った連結決算書の作成を承認したほか、子会社の連結は必ずしも専門的な助言をしたことが判明している。

この事件の背景として、企業と公認会計士の間で馴れ合いが生じてしまったことで、監査人の独立性が保持されていなかったことが考えられる。カネボウの監査は前身の中央監査法人時代から続いており、主任会計士に至っては12年間連続して担当していた。このことから、監査人が企業に対して感情が入ってしまったことで、第三者としての立場を失い、監査人の精神的独立性が機能していなかったことが伺える。

さらに今回の事件を受け、公認会計士協会は、監査人のローテーション制度を4大監査法人に対し、7年ルールから5年ルールに短縮した。詳しくは第4章で説明する。

¹ 補足資料p1を参照。

² 利益の見越し計上、ないし利益の繰延、架空利益、架空費用などの手法を用い当期利益を過大・過小に計算する手法。

³ 株主資本がマイナスになってしまう状態のこと。

⁴ 補足資料p1を参照。

b. ライブドア事件

昨年 1 月、球団買収や株の大量取得によるメディア進出、衆院選の出馬など、常にメディアを賑わせてきたライブドアの幹部役員 4 人が逮捕され、法人としてライブドアとライブドアマーケティングも起訴された。幹部らに対する公判が始まり、ライブドアの粉飾決算をめぐる事件もいよいよ大詰めに差し掛かっている。

この事件で、ライブドアが証券取引法の罪に問われたのは、以下の容疑である。

- ① 偽計取引⁵
- ② 風説の流布⁶
- ③ 有価証券虚偽記載

ライブドアは、実質支配していることがわかりにくい**投資事業組合**⁷を使って企業を買収し、この企業を現金なしで買収できる**株式交換**⁸で子会社化した。これが①の偽計取引にあたる。さらにそれに前後し、交換に使った**自社株の分割**⁹を発表、また、売上高や利益を水増しした決算短信を発表したことが②の風説の流布にあたる。このようにしてライブドアは株価が高騰した自社株を売却して利益を還流させた。

また、2004 年 9 月期の連結決算において、ライブドアは、実態は 3 億円以上の経常赤字だったのにもかかわらず、業務の発注を装い架空の売り上げを計上し、同社の出資する投資事業組合がライブドア株式を売却する事で得た利益を投資利益として売上に計上した。この利益を計上することにより、50 億以上の経常黒字という虚偽の有価証券報告書を提出した疑いがある。これが③の有価証券虚偽記載にあたる。

ライブドアは**株式交換、株式分割、投資事業組合**の 3 つの手法を使い、自社の株価をつり上げ、そこで得た資金を元手に企業買収をくり返し、急成長を遂げたのである。今回のライブドア事件は、株価至上主義、買収による成長戦略、高株価維持のための粉飾決算、非連結会社¹⁰を使った損失隠蔽などといった点から非常に米国のエンロン事件¹¹と似ているといえるだろう。

次に、ライブドアの監査を担当していた港陽監査法人との関係について説明する。今回の事件で逮捕された港陽監査法人の会計士二人のうち、一人はライブドア前身「オン・ザ・エッジ」時代から上場を指導し、上場後も 03 年 9 月期まで監査を担当していた。この会計士はその後、港陽監査法人を辞職し、当時ライブドア取締役だった宮内氏が代表を務めたことのある「ゼネラル・コンサルティング・ファーム¹²」の代表に就任した。ライブドア・グループの財務は、すべてこのコンサルタント会社で会計処理され、それを港陽監査法人がチェックしていた。この会計士は退職後も、後任の逮捕されたもう一人の会計士に指示・助言し、適正意見を出すように仕向けていたことが、証券取引等監視委員会の調べでわかった。

港陽監査法人は、公認会計士が 12 名の中小監査法人であった。この監査法人の契約していた企業は主にライブドア関連会社であったため、売上に占める報酬の比率も非常に高かったとみられる。そのためライブドアに対する依存度も高く、独立性が保たれていない状況であったということが伺える。また、ライブドアの内部監査を務めていた監査役も、以前「ゼネラル・コンサルティング・ファーム」に勤務していた人物であったため、内部監査・外部監査の両面で独立性が保たれていなかったことがいえる。

これら事件の流れを受け、日本会計士協会は再度、独立性についてさらなる強化を検討した。

⁵ 株式などの有価証券の売買や相場の変動などを目的として、人をだましたり、事実に基づかない情報流したりすることである。

⁶ 偽計取引と同様、人をだますなど、虚偽の情報や根拠のないうわさ(風説)を流すことである。

⁷ 補足資料p1を参照

⁸ 補足資料p2を参照

⁹ 補足資料p2を参照

¹⁰ 連結決算の対象に含めない会社のこと。

¹¹ 補足資料p2を参照

¹² 補足資料p3を参照

(2)財務諸表監査制度と監査人の独立性

a. 財務諸表監査とは何か

第1章の(1)で見たように、近年、独立性が問われる事件が続いたため、独立性に関する規定が強化され、強化策の一案として監査人のローテーション制度が設けられた。しかし、この監査人のローテーション制度は本当に監査人の独立性問題を解決するものなのか疑問である。この章では、独立性について考える前に、公認会計士が監査の中で、財務諸表に対して行う財務諸表監査について説明する。

財務諸表監査とは、企業が作成した財務諸表に対し、外部の独立した立場にある監査人が監査を行うことを意味する。財務諸表監査を行うことで、企業にとっては、株主・投資家等の利害関係者に対し財務諸表を適切に作成していることを説明することができる。また、利害関係者にとっては、監査済みの財務諸表を利用することで投資等に関する意志決定を適切に行うことが可能になる。では、財務諸表監査の目的とは一体何なのだろうか。財務諸表監査の対象は、企業が作成する財務諸表であるが、その財務諸表を取り扱う企業は、株主から資本金等として、債権者から借入金等として資金を調達している。また、増資などにより新たに株主を勧誘することもある。このため企業は、資金の調達先である株主及び債権者に対し、企業の財政状態及び経営成績を適切に説明する責任(これは、企業または経営者の財務面についての「アカウンタビリティ」である)を負う。また、株式公開企業であれば当然に将来の株主といえる投資家に対しても企業の状況を開示し説明する責任もある。このような財務面についてのアカウンタビリティから作成されるのが財務諸表である。

企業は、財務諸表を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し適正に作成することが要求されており、監査人は、企業が作成したこの財務諸表に対し監査を実施する。監査を行うことにより、企業が作成する財務諸表の信頼性が高まり、投資家及びその他の利害関係者の意思決定に資することが可能になる。

つまり財務諸表監査は、企業の財務責任の観点から作成される財務諸表について、外部の独立性の立場にある監査人がその適正について監査することにより、財務諸表に信頼性を付与することを本来の目的としている。

b. 財務諸表監査が成り立たないと金融市場はどうなるか

次に、上記で見てきた財務諸表監査が適切に行われないと、金融市場・証券市場にどのような影響が及ぶのかを見ていきたい。

金融市場・証券市場がその機能を十分に発揮していくためには、投資家に対して企業情報が適正に開示されることが必要不可欠になるが、第2章(1)の事件の概要でも述べたように、近年、財務諸表の開示内容など、財務責任をめぐる不適正な事例が相次いで発生している。適正な財務諸表監査が成り立たないと虚偽の会計情報が市場に出回り、利害関係者の企業に対する信頼性が欠如し、それと同時に監査法人の信頼性も失う。このような状態になると、企業に投資する者が減少し、その企業は倒産に陥る可能性が高い。さらに、監査法人にいたってはクライアントを失い、個人・中小監査法人などの規模の小さい監査法人の倒産の可能性も否定できない。

このように、適正な財務諸表監査が行われなければ、金融市場・証券市場のみならず、社会全体に悪影響を及ぼす結果となってしまうのだ。そこで、第三者としての立場をしっかりと確立し、独立性を保った監査が行われるようにしなければならないのである。

第3章では、監査人として必要不可欠である独立性について説明する。

第3章 外観的独立性と精神的独立性

独立性には、外観的独立性と精神的独立性の2つに分けられる。この章では、これらの違いと独立性強化の経緯を説明する。

(1)外観的独立性とは¹³

外観的独立性とは、監査人が一定の措置を講じたとしても、第三者から見た際に、誠実性、客観性及び専門家として、独立性が保たれていないと疑われるような事実や環境をさけることである。外観的独立性は、監査人側及び利害関係者側の双方にとって必要となる。

そこでまず、監査人側にとっての必要性について述べる。監査人は第三者としての立場を貫徹し、監査を適切かつ公正に遂行しなければならない。もしも、監査人が被監査会社に対し、身分的・経済的に独立していなければ、公正不偏の態度を保持する姿勢が弱くなり、場合によってはその態度が失われてしまう恐れさえある。このような事態を避け、監査人が公正不偏の態度を保持するためには、被監査会社からの誘惑や圧力を受ける立場に自己を置かないようにする必要があるのである。従って、外観的独立性は精神的独立性を外側から支える機能を果たしているといえる。

次に、利害関係者側にとっての必要性について述べる。財務諸表監査は、社会からの信頼によって成り立っている。従って、監査人が被監査会社から身分的・経済的に独立していない場合には、利害関係者は、監査人の被監査会社に対する公正不偏の態度が欠けているのではないかと疑念を持ってしまう可能性がある。このような疑念あるいは不信感が生じてしまうと、財務諸表監査に対する社会の信頼を得られないことになり、財務諸表監査が制度として成立しなくなる恐れがある。監査人が精神的独立性を保持していることに対する利害関係の疑念を防止し、財務諸表監査制度に対する社会的信頼性を確保するために、監査人に外観的独立性の保持が求められるのである。

(2)精神的独立性とは¹⁴

精神的独立性とは、監査の専門家としての判断を歪める恐れのある諸要因から影響を受けない精神状態であり、誠実性をもって行動し、客観性を確保し、専門家としての公正不偏な態度を堅持できる状態のことである。精神的独立性が必要となるのは、監査人の公正な監査判断を可能にし、財務諸表監査の証明水準を一定以上に維持・確保し、財務諸表監査の社会的信頼性を確保するためという理由からである。

仮に、監査人が公正不偏の態度を保持せず、特定の利害関係者に有利な監査判断をするのであれば、財務諸表が投資判断の資料として利用できないばかりでなく、財務諸表監査そのものの社会的信頼性が失われ、監査制度が存立し得なくなる。そのため監査人が表明する監査意見は、監査人が公正不偏の態度をもって監査業務を行った結果としての、公正な意見表明であるという社会からの信頼性が必要となるのである。

¹³ 「倫理規則の独立性(14条)の解説」に基づいている。

¹⁴ 「倫理規則の独立性(14条)の解説」に基づいている。

(3)近年の独立性規制の強化

以上のような独立性が保たれた監査人による監査の公平性・信頼性を向上するためには、企業の財務情報の適切性の保証を通じ、資金調達の円滑化を図るとともに、投資家、債権者などの保護、資本市場に対する信認の確保を図ることが不可欠である。このため、監査人の独立性を強化し、監査人としての責務を全うするための制度的手当が必要である。この観点から、公認会計士と監査法人には独立性の保持の責務があることを法制度上明確化するとともに、独立性の要件を厳格化することが必要である。

そのため、監査人の独立性を確保する観点から、監査人は独立した立場においてその業務を行わなければならないとの一般的・総則的規定を設けるとともに、それを補強するための手段として、以下のような独立性確保に向けたルールの整備等を講じていくことが適当である。

監査証明業務に関与した公認会計士が、退職後担当していた会社等の取締役、監査役等の幹部に就任した場合に、その就任先に対し出身監査法人が監査証明業務を提供すること、及び監査証明業務に関与した公認会計士が退職後に被監査会社の幹部へ就任することについては、現行制度上、制限は存在するが、証券取引法上の監査が連結ベースで行われること等を考慮すると、制限先を被監査会社の親会社や連結子会社等の幹部にまで広げていくことが適当である。日本公認会計士協会の倫理規則において、監査人は、特定の関係先又は関与先グループから継続的に受け取る報酬が収入の大部分(50%超)を占めること等により、独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観を呈しないよう留意しなければならないこととされているが、この本ルールの徹底を図っていくことが適当である。

このように独立性が強化されてきたが、一向に改善されることはなかった。そこで、さらなる独立性強化のために設定されたのがローテーション制度である。以後の章では、このローテーション制度について説明していく。

第4章 監査人のローテーション制度

(1)監査人のローテーション制度とは

監査人の独立性を — 精神的にも外見的にも — 確保するということは、長年に渡り議論されてきた問題である。監査を受ける公開会社から監査人が報酬を受け取るという事実に関しては、長年、本質的な議論の対立が見られた。監査人の独立性および客観性について検討された際提起された問題点として、①監査人を巻き込んだ訴訟の増大、②監査のクライアントに監査人が非監査義務¹⁵を提供していたこと(サーベインズ=オックスリーズ法制定前、大手監査事務所においては、非監査業務が平均して事務所の収益全体の50%にまで達していた)、③クライアントによる「オピニオン・ショッピング¹⁶」、④クライアントの問題のある会計方針を監査報告書が支持していたことが挙げられる。

また、2004年から施行されている改正公認会計士法では、上場会社(及びその他の重要な監査先)については、会計監査と同時に提供できる監査以外の業務が大幅に制限されることになった。以前から税務業務はできなかったが、新たに、記帳業務、資産評価業務、情報システムの構築、内部監査の請負などが禁止されてきた。

¹⁵ 補足資料p3を参照。

¹⁶ 会社が、一般的に疑わしい会計処理について自社に都合な監査報告書を入手するため、様々な会計士事務所に相談し、協力してくれる監査人をさがす行為。証券取引委員会において禁止されている。

こういった流れの中、監査人のローテーションとは、監査人がさらに独立した立場でより厳しい会計監査を実施するために開始されたものである。以下は制度の概要である。

平成 16 年 4 月 1 日以降、公認会計士は、大会社等¹⁷の 7 会計期間¹⁸の範囲内で連続する 7 会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務¹⁹を行った場合には、翌会計期間以後の一定会計期間²⁰に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行うことはできない。但し、一定のやむを得ない事情²¹があると認められる場合において、会計期間ごとに内閣総理大臣の承認を得たとき²²に限り、継続して業務を行うことができる(公認会計士法第 24 条の 3)。

強制的ローテーションのメリットとして、監査の客観性を保つことができること、交換期の新任の監査事務所は、クライアントに対して「新鮮な視点」²³で監査を実施することができること、そしてクライアントとの契約期間が決まっているので、監査人及び監査事務所にとって契約を維持しようという圧力が生まれない、ということが挙げられる。ローテーション期間は、公認会計士法(第 24 条の 3、第 34 条の 11 の 3)では 7 会計期間の範囲で制令に定めるところによるとされ、制令(公認会計士法施行令第 7 条の 5)では 7 会計期間と規定されている。

しかし、カネボウの粉飾決算事件を受けて公認会計士協会は、ローテーション制度を 4 大監査法人の業務執行社員のうち主任会計士については継続監査期間を 5 会計期間に短縮して、インターバル期間を 5 年設けることとし、その他の業務執行社員は継続監査期間を 7 年間、インターバル期間を 2 年間とする見直しを新たに要請(平成 18 年度 4 月以後開始する事業年度からの実施)した。なお、中小監査法人等においては、同様なローテーションの実施を奨励したが、実施困難な監査法人においては、協会における深度ある品質管理レビュー²⁴を実施することにより、監査人の独立性を確保し監査の品質を維持することとした。

(2)監査人のローテーション制度の問題点

a. 質の低下

ローテーション制度が実施されることにより、前任監査人が蓄積してきた知識や経験が切断されてしまう一方で、交代後の新任監査人も新たに公開会社を監査するための必要な知識と経験を得るのに一定の時間がかかる。このことは、結果的に監査の質の低下につながるという問題を含んでいる。交代後の新任の監査人がクライアントの業務内容、システムおよび財務報告の方法についての知識に欠けていることから、監査の失敗のリスク²⁵が高まると考えられているためである。また、アメリカ等の調査によれば、監査の失敗は交代後 2,3 年に集中しているという。このことは、監査の機能不全に至る恐れがあるといえる。つまり、監査人のローテーション制度は監査の品質の低下をもたらし、監査失敗のリスクを増加させ、資本市場に対する人々の信頼を一層そこなうことになる。

¹⁷ 補足資料p3 を参照。

¹⁸ 営業年度、事業年度その他これらに準ずる期間をさす。

¹⁹ 補足資料p4 を参照。

²⁰ 翌会計期間以後の一定会計期間 2 会計となる(公認会計士法施行第7条の6)

²¹ 周辺地域において公認会計士が不足している等により、交代が著しく困難な状況にある場合である。

²² 承認を受けようとする会計期間が開始するまでの間に、当該会計期間ごとに別紙様式により作成した承認申請書を、遅滞なく、金融庁長官に提出し、承認を受けなければならない(公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令第 6 条第 3 項)

²³ 補足資料p4 を参照。

²⁴ 監査法人等が行った監査を他の監査人がチェックすること。第三者からのチェックを行うことにより、監査の品質を高めることができる。米国では、1977 年以来実施されている。

²⁵ 監査人が財務諸表の重要な虚偽の表示を看過して、謝った意見を形成する可能性をいう。

また、監査という無形のサービスは、どうしてもダンピング²⁶の対象となりがちである。定期的に交代させれば監査の質が高まると言われているが、交代の都度受注競争がおり、監査報酬が過度に下がってしまい、この安売りからくる、やる気の阻害に応じて監査の質も下がる恐れがある。

b. 監査人の交代

ローテーション制度とは、前述してあるように、監査人の独立性を保つ方法の一つであるが、ここで、担当の公認会計士を交替したとしても、監査法人が同じでは意味がなく、監査法人とクライアントとの癒着は変わらないのではないかという考えもある。

そのため、監査人のローテーションだけでは不十分とし、監査法人そのもののローテーションもさせようという動きも出てきている。このことに関しては、次章詳しく説明する。

c. 中小監査法人の倒産

中小監査事務所では、通常、会計士は1人、2人の少数である。監査人の交替は、すなわち、クライアントの放出になる。一般的に企業は、監査依頼の際に4大監査法人のネームバリュー(大手)を選択しがちである。よって、中小監査法人は4大監査法人に比べてクライアントの依頼が少ない。そんな中手に入れたクライアントをみすみす手放さなければならないのである。このため、中小監査法人および個人監査事務所にとっては、監査人、監査法人、いずれのローテーションについても、大きな影響をうけてしまう。一方、4大監査法人にとって、監査人のローテーションは、中小監査法人に比べ、影響力が小さいため、独立性の直接的な解決にも疑問である。これでは、独立性の問題が解決できるどころか、4大監査法人の市場の独占につながる可能性が危惧されている。

また、帝国データバンクの調査によると、上場企業3820社(2006年3月31日現在)のうち、単独の監査法人により監査されている会社は3683社、複数の監査法人または個人の会計事務所などによる共同監査が64社、法人化していない個人事務所による監査が71社、監査人不在が2社あった(全125法人)。共同監査を含めると、4大監査法人の監査シェアは82.8%にものぼり、寡占化が顕著となっている。

2005年4月1日から2006年3月31日までの1年間で、監査法人の異動があった会社は122社であった。契約期間満了や、M&Aなどにともないグループ内の関連企業で監査法人を統一化する動きが中心であるが、企業と監査法人の間の意見が合わないことが理由と思われる例も散見された²⁷。そして4大監査法人が、監査社数、収益性、人員とも、圧倒的に他の監査法人と比べ、抜きん出ていることが判明した。今後、四半期ベースでの決算開示など監査人への負担は重くなる一方のため、中小監査法人は大手監査法人の傘下に入るなど、工夫していかなければならない。

²⁶ 採算を無視した低い価格で商品を投げ売りすること。

²⁷ この件に関する情報は、別紙補足資料p5を参照のこと。

第5章 監査法人のローテーション制度

(1) 監査法人のローテーション制度とは

監査法人のローテーション制度とは、第4章でも述べられたようなローテーション制度を、監査法人自身にも適用するという考えである。これは監査法人と企業との癒着を防ぐことを目的としているが、その反面、大手監査法人による寡占化もとの導入は、監査の実効性などに支障を生じる恐れがさけられないことや、交代直後の数年間は監査が機能不全に陥るリスクが高まるなどの見解もあることから、監査法人のローテーション制度の導入については、引き続き検討されている段階である。

(2) 監査法人のローテーション制度の問題点

a. コストに関する問題

監査法人のローテーション制度は様々な点で問題を抱えている。ここでは、コストに関する問題を見ていくこととする。監査法人のローテーション制度では多くの追加的な費用が発生し、それが監査報酬に反映される。監査事務所の強制的ローテーションに関する実態調査研究特別委員会の報告書によれば、監査事務所を新たに選定することにより生じるコストは、新しい監査事務所に対して支払われる初年度の監査報酬のおよそ20%以上になる可能性²⁸があると報告している。

通常、監査は1, 2年目が赤字になると言われている。これは初年度監査の際、新任監査事務所がクライアントの統制環境や会計システム、及び用語や文化に対する知識がないため、監査時間が余計にかかり人件費もかかるという理由からである。4, 5年たつと監査事務所では、クライアントのこともよくわかり、要領がよくなるため、監査にかかる費用が少なくなり黒字になると言われている。ここで、ローテーション制度によってクライアントを手放さなければならないとなれば、監査事務所にとっては初期の赤字を取り戻すこともできず、大きな損失となる可能性がある。

また、監査法人の場合と同じく、監査される側の企業にとっても追加的な費用が発生する。企業側は後任の監査人が監査を実施する際、自社の事業内容、手続き及び統制、システム、業界環境等を後任監査人に提供する必要がある。そのため、余計な内部費用が増加し、広範囲に及ぶ時間を費やしたプロセスを踏むことになってしまう。このコストに関する問題を、4大監査法人・中小監査法人及び個人監査事務所に対する影響を踏まえて考えてみたい。

4大監査法人は中小監査法人及び個人監査事務所と比べて規模が大きく²⁹、資金、社員数の値が大きく異なり、また、クライアントはネームバリューを当てにして監査を依頼するため、顧客は4大監査法人に自ずとついてくる。そのため、4大監査法人は監査法人のローテーション制度が実施されても、初年度の赤字を回収することが可能である。だが、中小監査法人及び個人監査事務所に関しては、4大監査法人と比べて規模が小さいため、この制度が実施されれば、毎年赤字を背負わされることとなり、ついには倒産に追い込まれてしまう可能性が高い。

²⁸ 補足資料p6を参照。

²⁹ 補足資料p7 大手監査法人比較表と中堅監査法人比較表を参照。

b.競争激化による質の低下

次に、競争激化による監査の質の低下について見ていきたい。金融市場、証券市場と同様、監査市場もクライアントの獲得競争が激化すると、監査契約を結ぶために、事務所の赤字覚悟で監査報酬を引き下げる傾向が見られる。しかし、監査報酬が低下した状態が続くと監査人及び監査法人のモチベーションが低下してしまい、監査の質の低下につながる。質の低下が4大監査法人・中小監査法人及び個人監査事務所に対する影響としては以下の事が考えられる。クライアントには、監査法人を選ぶ場合に監査法人に属する監査人の能力を判断する能力はなく、ネームバリューを結果として選択しておけば安心であるという動機があり、4大監査法人に対する監査依頼の需要が大きい。このことを考えると、いくら競争が激化して報酬が下がったとしても、4大監査法人に対する需要は大きいいため、一度下がった監査報酬も4大監査法人は即座に元の値に戻すことが可能である。しかしこの場合、4大監査法人の監査人はネームバリューだから平気という、意識の低さから、監査の質の低下を引き起こす可能性が高い。

c.連結監査

次に連結監査に及ぶ影響について見ていきたい。現在、連結決算を中心とした監査が行われる中で、監査対象会社は公開会社の50億以上と考えられる。このような国内外の大多数の会社がローテーションすれば機能不全になる恐れがある。例えば、親会社と連結して子会社が3つあるとする。その親会社と3つの会社それぞれで監査法人が異なった場合、監査法人によって監査の適用の仕方が違うため、監査報告書に違いがでてしまう。これでは、投資家等に適切で有効な財務諸表の開示をできなくなってしまうため、この場合を考えると監査法人のローテーション制度の導入は厳しいのではないかとされている。

d.中小監査法人及び個人監査事務所の倒産

最後に、中小監査法人及び個人監査事務所の倒産の問題について見ていく。中小監査法人は4大監査法人と比べて規模が小さく、資金面、人材面においても不利な立場にある。そのため中小監査法人の場合、ローテーション期間の終了で監査契約期間がなくなる場合がある。また、ローテーション期間内においても契約を変更される恐れがあり、クライアントを放出せねばならない状況に陥る可能性がある。その結果、経営困難となり倒産を招くという問題が、この中小監査法人の倒産の問題である。しかし、監査法人のローテーション制度によって4大監査法人はそれほど大きな影響は受けない。なぜなら、4大監査法人は資金面、人材面に関して中小監査法人及び個人監査事務所よりも規模が大きいため、初年度監査で発生した費用赤字となり倒産に至る可能性が低いためである。しかしこの場合、4大監査法人が監査市場を独占してしまう可能性があり、中小監査法人、個人監査事務所に与える影響は大きい。ただ一ついえるのは、一度粉飾に加担してしまったなら、現に監査している企業の信用を全て失うことになるため、かなりの規模の信用損失、利益の損失をもたらす可能性があるということである。

一方、中小監査法人は4大監査法人よりも資金面、人材面等において不利な立場であるため、余分な追加的費用が課せられるとマイナスの利益を算出してしまい、経営困難に陥る可能性がある。一度でも大きな粉飾決済の見逃しや加担をすれば、それだけ監査法人全体で顧客離れにより利益を得られなくなるとともに、特に中小監査法人は廃業に追い込まれてしまう。仮に監査法人が倒産するような状況が起きた場

合に、何ら関与していない社員にまで無限責任を負わせてしまうという結果になる。

ではなぜ中小監査法人は排除されるのか。それは、企業が監査法人を選ぶ場合に監査法人の監査人の能力を判断する能力が企業にはなく、そのためネームバリュー(大手)を結果として選択しておけば安心であるという企業の動機からである。また、個人監査事務所においても中小監査法人と同じような問題にさらされる。個人事務所は中小監査法人よりも更に規模が小さいため、廃業に追い込まれる可能性は中小監査法人よりも高い。また、所属する会計士が少人数で審査体制を構築することが困難なため、外部の会計士に審査を依頼していることがほとんどであるため、監査法人のローテーションが行われると、事務所及び外部の会計士にも混乱を来し、監査業務が効率的に行われない可能性がある。以上の事から、監査法人のローテーションに耐えうる監査法人は、いずれにしても大手のみであり、中小監査法人は対応できず、ローテーションが今後続くのであれば4大監査法人の寡占化が進む一方であるということがいえる。

何度も言うように独立性強化のために設けた監査人のローテーション制度であるが、この制度は監査人の独立性問題の解決策ではない。そして、私たち自身も監査人のローテーション制度は意味を成さないため、この制度は必要ではないと考える。

第6章 結論

(1) 監査人のローテーション制度は必要か否か

以上の研究結果から、私たちは監査法人および監査人のローテーションを実施しても、必ずしも独立性が確保されるわけではないと考えた。それは、ローテーションによって新たな問題が引き起こされる可能性があるためである。

このことから私たちは、監査人のローテーション制度は必要がないという結論に至った。

(2) 独立性強化につながる代替案の提案

以上のことから、これに変わる独立性強化の代替案として免許更新制度と監査報酬制度の変更の2つのことを提案したい。

① 免許更新制度

近年では、受験者層の多様化と大量の合格者を出し、その中から正しい監査ができる人材を育成するという方針で新しい試験制度が施行された。これにより、例えば会計士の試験に受かって、監査を行う能力(知識、技能+資質)がないとみなされる者は監査チームからはずされ、コンサルタント等、他の部署にまわされる。金融庁は、公認会計士に対して、より高い資質・職業倫理、深い専門的能力に加え、幅広い識見、思考能力、判断能力、指導力、国際的視野などをより一層求めていく方針である。プロの言葉には、単なる知識と技能だけでなく、専門家としての資質やプロ意識、プロとしての価値観が含まれる。カネボウ事件やライブドア事件など一部の事件を起こした会計士には、これらが欠如していたと考えられる。

上記を考慮した上で私たちが提案する免許更新制度のポイントは次の4つである。

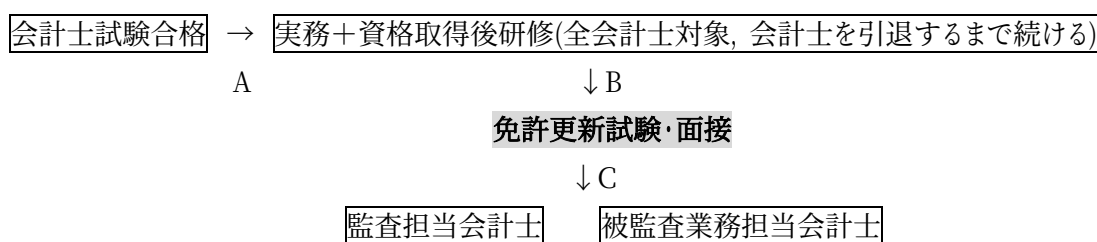
(1) 知識と技術だけではプロではないということ

(2) 倫理コントロール

(3) 会計士としての資質や価値観

(4) 資格取得後の継続研修・資格更新試験制度

以上をふまえた免許更新制度の簡略図が下図である。



これは、まず現段階の試験に合格すれば監査ができるといった体制を改め、プロとしての意識、監査人の独立性強化のため、試験を突破した者(A)は、さらに実務と資格取得後の研修を通して、教育をうけ実力をつけさせるというものである。その上で、免許更新試験を受ける(B)ことによって、選ばれた者(C)が監査に携われるという制度にすればよいのではないだろうか。また、免許更新も試験や面接の更新制度(例えば5年に1回)にすると効果は上がると思われる。

高齢になるにつれて能力の下がる人, 根本的に人間性に問題のある人, そのような人は, 監査のプロ集団から外れなければならない。これが監査人のプロ意識を育て, 独立性強化につながるのではないだろうか。つまり, 多忙な研修, 勉強しなければ継続できない監査, そして資質も含めて会計士免許が更新されるような状況下では, 現時点より確実に不正をやっている暇がなくなるだろう。よって, 最終的に不正を行う会計士の減少につながると考えた。

②監査報酬制度の変更

現況では, 監査報酬をクライアントから直接もらっている。カネボウ事件でも裁判官が指摘しているが, この体制そのものが問題であると考えられる。なぜなら, この制度では監査人がクライアントに対して「お客様」という意識が芽生えるほか, 高い報酬をもらっている企業に対しては, クライアントを失いたくないといった依存が生まれる可能性がある。粉飾事件では, このことが馴れ合いにつながる原因にもなっている。こうした問題をなくすために, 以下の図のような体制を提案する。



監査報酬の支払先を, 公認会計士協会がまず受け取り, そこから監査法人の手に渡る体制をとる。こうすれば, 監査法人は「お客様」ではなく「監査対象企業」として第三者の立場として正しい監査ができると考えた。

しかし, 監査人も人間であるため, 監査制度をどんなに変えたとしても, 最終的には監査人の心の問題になってしまうだろう。最近の, 医師や教師が犯した事件にも共通していえることだが, 粉飾に加担してしまった監査人には, プロとして公正な立場で監査を行うという意識が欠如していた。

だが, 監査人はいかなる時でも会計プロフェッションとして第三者の独立した立場を保ち, 公正な判断を下さねばならない。例えば, 監査人が, 大企業が粉飾をしていることを指摘した状況を想定した場合, 多くの従業員が路頭に迷うことになるだろう。さらに, 監査人自身も契約を打ち切られる恐れもある。それでも監査人には, 監査のプロとしての正しい判断が求められているのだ。どんな状況に陥ることがあろうと, 高度な倫理観とプロとしての揺るぎない意識と自覚こそが独立性強化につながる最善策と考える。

参考文献・資料

(1)参考文献

- ① 吉見宏著, ケースブック 監査論 第2版, 新世社, 2004年
- ② 川北博著, 新潮流 監査人の独立性, 同文館出版, 2005年
- ③ 町田祥弘稿, 監査法人の独立性の確保～監査法人のローテーション問題の焦点～, 『週間経営財務』, 2005年12月, pp.36～43
- ④ 監査研究学会, 監査事務所の強制的ローテーションに関する実態調査研究特別委員会報告書, 2006
- ⑤ 八田進二・橋本尚・久持英司著, GA0 監査法人の強制的交代, 白桃書房, 2006年7月

(2)参考資料

- ① <http://www.komazawa-u.ac.jp/~ishikawa/ca29.pdf> カネボウ巨額粉飾事件
- ② <http://www.nikkei.co.jp/sp1/nt93/20051003AS3K0300B03102005.html> NIKKEI NET
日本経済新聞社
- ③ <http://www.asahi.com/special/060116/> ライブドア事件 asahi.com 朝日新聞
- ④ <http://www.yomiuri.co.jp/feature/fe5900/> ライブドア事件 YOMIURI ONLINE読売新聞
- ⑤ <http://www.mainichi-msn.co.jp/shakai/jiken/livedoor/> ライブドア事件 MSN 毎日新聞
- ⑥ <http://info.edinet.go.jp/EdiHtml/main.htm> EDINET
- ⑦ <http://news.goo.ne.jp/> gooニュース
- ⑧ http://www.jicpa.or.jp/cpa_services/j-kansa-kouhou.html 「財務諸表監査について」
監査広報委員会
- ⑨ <http://tv.lec-jp.com/kaikei/pdf/kansa1.pdf#search=> 監査論
- ⑩ http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20061222.pdf
公認会計士・監査法人制度の充実・強化について-金融審議会公認会計士制度部会報告
- ⑪ <http://audit.blog1.fc2.com/blog-entry-718.html> 公会計監査と損益表示監査
- ⑫ <http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p050802.html> 監査法人実態調査
帝国データバンク
- ⑬ <http://www.accs-c.com/syrie/zh/archives/2004/05/index.php> SYRIEZ ONLINE
- ⑭ http://members.at.infoseek.co.jp/kaz_araki/zaimu200602.html
企業財務記事ウォッチャー 小石川経理研究所
- ⑮ www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20061108/02.pdf 公認会計士・監査委員会
- ⑯ www.kansa.or.jp/PDF/ns_061220.pdf 財務報告に関わる内部統制の評価および監査に関する実施基準
(公開草案) に対する意見 日本監査役協会
- ⑰ <http://www.fsa.go.jp/> 金融庁ホームページ
- ⑱ <http://www.jicpa.or.jp/> JICPA 公認会計士協会
- ⑲ <http://money.infobank.co.jp/index.htm> ～暮らしとお金の百科事典～ マネー百科